

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成24年5月10日(2012.5.10)

【公開番号】特開2010-241862(P2010-241862A)

【公開日】平成22年10月28日(2010.10.28)

【年通号数】公開・登録公報2010-043

【出願番号】特願2009-89132(P2009-89132)

【国際特許分類】

C 0 8 L 23/00 (2006.01)

C 0 8 L 29/02 (2006.01)

C 0 8 K 5/098 (2006.01)

C 0 8 K 5/01 (2006.01)

C 0 8 L 23/08 (2006.01)

C 0 8 J 3/22 (2006.01)

B 3 2 B 27/28 (2006.01)

【 F I 】

C 0 8 L 23/00

C 0 8 L 29/02

C 0 8 K 5/098

C 0 8 K 5/01

C 0 8 L 23/08

C 0 8 J 3/22 C E S

B 3 2 B 27/28 1 0 2

【手続補正書】

【提出日】平成24年3月16日(2012.3.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ポリオレフィン(A)、エチレン含有量20～65モル%、酢酸ビニル単位のケン化度96%以上であるエチレン-酢酸ビニル共重合体ケン化物(B)、炭素数8～22の高級脂肪酸金属塩(C)、沸点20以上の共役ポリエン化合物(D)、および酢酸ビニル単位の少なくとも一部がケン化されたエチレン-酢酸ビニル共重合体(E)からなり、かつ前記ポリオレフィン(A)と前記エチレン-酢酸ビニル共重合体ケン化物(B)の質量比が60:40～99.9:0.1であり、かつ、

前記高級脂肪酸金属塩(C)を前記ポリオレフィン(A)と前記エチレン-酢酸ビニル共重合体ケン化物(B)の合計量100質量部に対して0.0001～10質量部の範囲で、前記共役ポリエン化合物(D)を前記ポリオレフィン(A)と前記エチレン-酢酸ビニル共重合体ケン化物(B)の合計量100質量部に対して0.000001～1質量部の範囲で、前記エチレン-酢酸ビニル共重合体(E)を前記ポリオレフィン(A)と前記エチレン-酢酸ビニル共重合体ケン化物(B)の合計量100質量部に対して0.3質量部以上含有し、かつ

前記酢酸ビニル単位の少なくとも一部がケン化されたエチレン-酢酸ビニル共重合体(E)が、エチレン含有量50～98モル%、酢酸ビニル単位のケン化度0.5～19モル%のエチレン-酢酸ビニル共重合体部分ケン化物である

樹脂組成物。

【請求項 2】

ポリオレフィン(A)、炭素数8~22の高級脂肪酸金属塩(C)および酢酸ビニル単位の少なくとも一部がケン化されたエチレン-酢酸ビニル共重合体(E)を予め溶融混練してマスターバッチを得、かかるマスターバッチとポリオレフィン(A)、エチレン-酢酸ビニル共重合体ケン化物(B)および沸点20以上の共役ポリエン化合物(D)とを溶融混練して得られる、請求項1に記載の樹脂組成物。

【請求項 3】

さらに、ハイドロタルサイト(F)を、ポリオレフィン(A)とエチレン含有量20~65モル%、酢酸ビニル単位のケン化度96%以上であるエチレン-酢酸ビニル共重合体ケン化物(B)の合計量100質量部に対して0.0001~10質量部の範囲で含有する、請求項1に記載の樹脂組成物。

【請求項 4】

請求項1~3のいずれか1項に記載の樹脂組成物からなる層と、エチレン含有量20~65モル%、酢酸ビニル単位のケン化度96%以上であるエチレン-酢酸ビニル共重合体ケン化物からなる層の少なくとも2層を含む多層構造体。